

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

美濃加茂市長 伊藤 誠一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

三和地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 3 0 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	3 経営体
個人	4 経営体
集落営農（任意組織）	組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

地域内は過疎化が進行し、経営体は高齢化が著しく、耕作放棄地が増大している。今年度立ち上がった（農）みわほたるを中心に農地を集積し、地域で継続的に営農を行っていけるようにする。また、畜産、施設園芸については、新規就農者の育成を図るものとする。